

個人情報保護と共有を考える

～生命・身体・財産を守り、地域で支え合うために～

地域福祉活動を推進するためには、個人情報の適切な活用が欠かせません。平常時の見守りから災害時まで、支援を必要とする人の情報を身近にいる人が知っているかどうかは、本人の生存に関わる問題に発展する可能性があります。今回は、住民の生活や生命を守るために地域福祉活動における個人情報保護について整理し、「個人情報保護法」を正しく理解し、活動を円滑に行う方法について考えてみたいと思います。

専門職からボランティアまで 個人情報保護の視点は不可欠

個人情報保護法は「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」(第1条)を目的として、平成17年に施行されました。個人情報の定義は「特定の個人を識別することができる情報」。名前、年齢、性別、生年月日、住所、勤務先などが典型的な例ですが、こうした記述がなくとも、個人の身体、財産、職種などの属性情報などが、名前などと一体となり、その人だとわかってしまうならば、個人情報とみなされます。

地域福祉の現場においては、要援護者の発見、ニーズの把握、支援者・関係者間での情報共有、専門機関への連絡等、さまざまな場面で個人情報の取り扱いが必要となります。専門職はもちろんのこと、地域住民やボランティアであっても、支援に従事するすべての人は、個人情報保護の視点を持って個人情報を取り扱わなければなりません。

過剰反応でなく、保護と共有の バランスを考え取り扱う

個人情報保護法の施行は、個人情報に対する社会的関心を高める契機となりました。しかし、同時に法に対する不十分な理解が原因で、必要以上の情報提供を抑制する「過剰反応」が広がった

ことも否めません。

地域で見守り活動をする人たちからよく聞かれるのは、「支援の必要な人から情報収集についての同意が得られない」「支援者間の共有の仕方に戸惑う」「行政機関からの情報提供がされない」などの声です。

地域福祉活動は、専門職から地域住民まで、様々な立場の人たちが連携して進めていくもの。行政や専門機関からの情報提供があり、関係者が必要な情報を適切に共有することで初めて成り立ちます。

「外部には個人情報を出さない」と「保護」の面ばかり意識するのではなく、誰もが安心して暮らせるまちづくりのために情報を「共有」という福祉活動の基本に立ち返って考えなければなりません。「保護」と「共有」のバランスをとりながら、必要な個人情報の取扱い方を工夫していくことが求められています。

地域レベルのとりくみ

玉出地区ネットワーク委員会

長年の信頼関係でスムーズな名簿作成

玉出地域では、地区社会福祉協議会の行事の一環として70歳以上の高齢者を対象に、毎年、7月から9月にかけて

地区ネットワーク委員会等と協働で調査を行い、敬老者名簿を作成しています。町会加入者で約1300人の名前、住所が記載されていて、敬老の日に対象者全員に記念品を進呈しています。また、この名簿については、見守りなどに活用することや目的外では使用しないことの同意を得ながら作成しています。この名簿が、地区ネットワーク委員会の訪問、見守り、声かけ運動や地域包括支援センターとの連携で行う要援護者のニーズ調査など、さまざまな活動を行う際のベースとなっています。名簿づくりの時に個人情報収集に支障はなかったのでしょうか。「住民の方々にいやな顔されることはまずありません。むしろご自分から『もうすぐ70歳やから頼むわね』とおっしゃいます」と話すのは、活動しているネットワーク委員会のみなさん。長年の住民による地域活動の積み重ねにより地域住民と支援者との間にある信頼関係が築かれていること、また、ネットワーク委員の多くが、地域の福祉活動経験者であるなど、地域活動経験の豊富な方たちが関わっていることが背景にあると考えられます。

委員会では、必要に応じてネットワーク推進員が、担当するネットワーク委員に必要な情報を口頭で提供しています。

情報伝達ルートの確立

ネットワーク委員と住民との間ではス

(地域活動者が個人情報を扱うときの原則)

1. 目的の明確化の原則

個人情報は利用目的を特定して情報収集しなければなりません。利用目的を本人に伝え、本人の同意を得て、支援に必要な情報のみを収集することが原則です。

2. 収集制限の原則

個人情報を収集するときは、適法・公正な手段により、かつ本人に通知または同意を得て収集しなければなりません。もしも、本人以外からの情報を得た際は、内容についての正否を本人に確認しましょう。口頭での同意の場合は、同意の範囲、日時などを書き留めておくことが大切です。

3. 内容の正確、最新の原則

個人情報の内容は、利用目的に沿ったものでかつ、正確、最新のものが原則です。

4. 利用制限の原則

収集した情報は本人の同意を得ずに、目的以外に使用しないことが原則です。あらかじめ本人の同意を得ず、利用目的の範囲を超えて、第三者に提供してはいけません。緊急時の情報提供についてもあらかじめ本人の同意を得

てください。また、会議や文書などで個人情報を事例として扱う場合は、その人と特定できないように表現を工夫しましょう。

ただし、利用制限の原則には次のような例外があります

個人データの第三者提供の例外

- 他の法令に基づく場合(法23条第1項第1号)
- 人の生命、身体または財産の保護に必要な場合(法23条第1項第2号)
- 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合(法23条第1項第3号)
- 国等に協力する場合(法23条第1項第4号)

5. 安全保護管理の原則

収集した個人情報は、合理的で安全な方法により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護することが原則です。個人情報が掲載された書類は、コピーしたり、外への持ち出しを禁止し、不要になったらシュレッダーにかけたり、電子データを確実に削除する必要があります。また、インターネットカフェなど不特

定多数が利用するパソコンなどで個人情報を扱うのはひかえましょう。

6. 公開の原則

収集した個人情報は利用目的や管理等を本人の知り得る状況にしておく必要があります。

7. 個人参加の原則

収集した個人情報は、本人の求めに応じて開示し、修正を行うことが原則です。また、本人の求めがあれば、個人情報の利用を停止しなければなりません。いつでも本人の求めに応じられるように、情報を一元管理しておきましょう。

8. 責任の原則

個人情報の管理者は、原則1から原則7が実施できるような体制の整備を行うことが原則です。苦情、問題発生時の対応を決めておきましょう。また、グループ内で個人情報の取り扱いに関して話し合い、ルールを決めておくことが大切です。

出展：地域福祉活動関係者の個人情報共有化に関する取扱指針(山口県社会福祉協議会発行)

ムーズである一方で、委員同士の情報共有は、個人情報保護法の施行後、より慎重になったといえます。

このため、見守り活動の中で本人が不在等、何か問題が起きた場合は、ネットワーク委員長やネットワーク推進員を通じて地域包括支援センター等の関係機関に連絡したり、場合によっては、支援対象者はたいてい介護サービスを受けているので、ケアマネジャー等につながっています。

逆に地域包括支援センターから、生活支援が必要だと思われる住民について「見守って欲しい」との要請があれば、ネットワーク推進員を通じネットワーク委員へ、個別に口頭で伝えているそうです。長年の信頼関係に甘んじることなく、入手した情報の共有や管理につい

ては慎重な姿勢がみられました。

災害など緊急時の対応のため 他の団体と個人情報の共有を

個人情報に関する行政とのやりとりについての課題があります。最大の心配は災害等緊急時の援助です。緊急時において西成区では、区役所、区社協、消防署が協働して「緊急時(災害時)要援護者登録」の名簿づくりをしています。しかし、名簿の共有はネットワーク委員会、連合振興町会、地区社会福祉協議会のみに限られています。

「いざという時にこそ欲しいのが若い人たちの支援です。普段から様々な地域団体と情報を共有できれば『要援護者がいるから、みてきてください』と頼めると思うのですが」と塩田千巳ネット

ワーク委員長は話してくれました。

地域で「自主防災組織」を結成して要援護者の情報を共有するという方法もあるようですが、組織づくりのためのハードルも高いのが現状であるとのこと。

区レベルのとりくみ

阿倍野区社会福祉協議会

障がい者、高齢者を地域ぐるみで見守る「あべのあんしん見つけ隊」

阿倍野区では平成23年7月より、阿倍野区SOSネットワーク事業「あべのあんしん見つけ隊」を稼働しています。高齢者や障がい者などを地域ぐるみで見守りを行い、早期発見するシステムです。

「区レベルの実務者会議で、障がい者関係の部会から、障がい者が突発的に外出し、家族がそのたびに警察に届けて探しているケースが報告されました。これをきっかけに地域ぐるみで見守りのネットワークができないかと話し合いを重ね、つくりあげたものです」と事務局を担当する阿倍野区社会福祉協議会地域支援担当副主幹の山口育子さん。

「あべのあんしん見つけ隊」のしくみは、次のようになっています。まず先に、認知症による徘徊や突発的に外出をする可能性のある人(利用者)を、本人、家族の同意を得たうえで、区社協に登録します。利用者の名前や住所、年齢、写真を貼り付けた情報をA4のシートにまとめておきます。そして、家族から行方不明の電話を受けたら、そのシートに当日の服装や持ち物などの情報を書き加えて、警察、消防、福祉施設・事業所、民生委員協議会、ネットワーク委員会、医師会、薬剤師会など、あらかじめ登録した地域を支えている50の協力団体へ一斉にFAX送信します。そして、行方不明の方が発見されれば、その旨を同様に協力団体へ一斉にFAXで伝えて終了です(図1参照)。

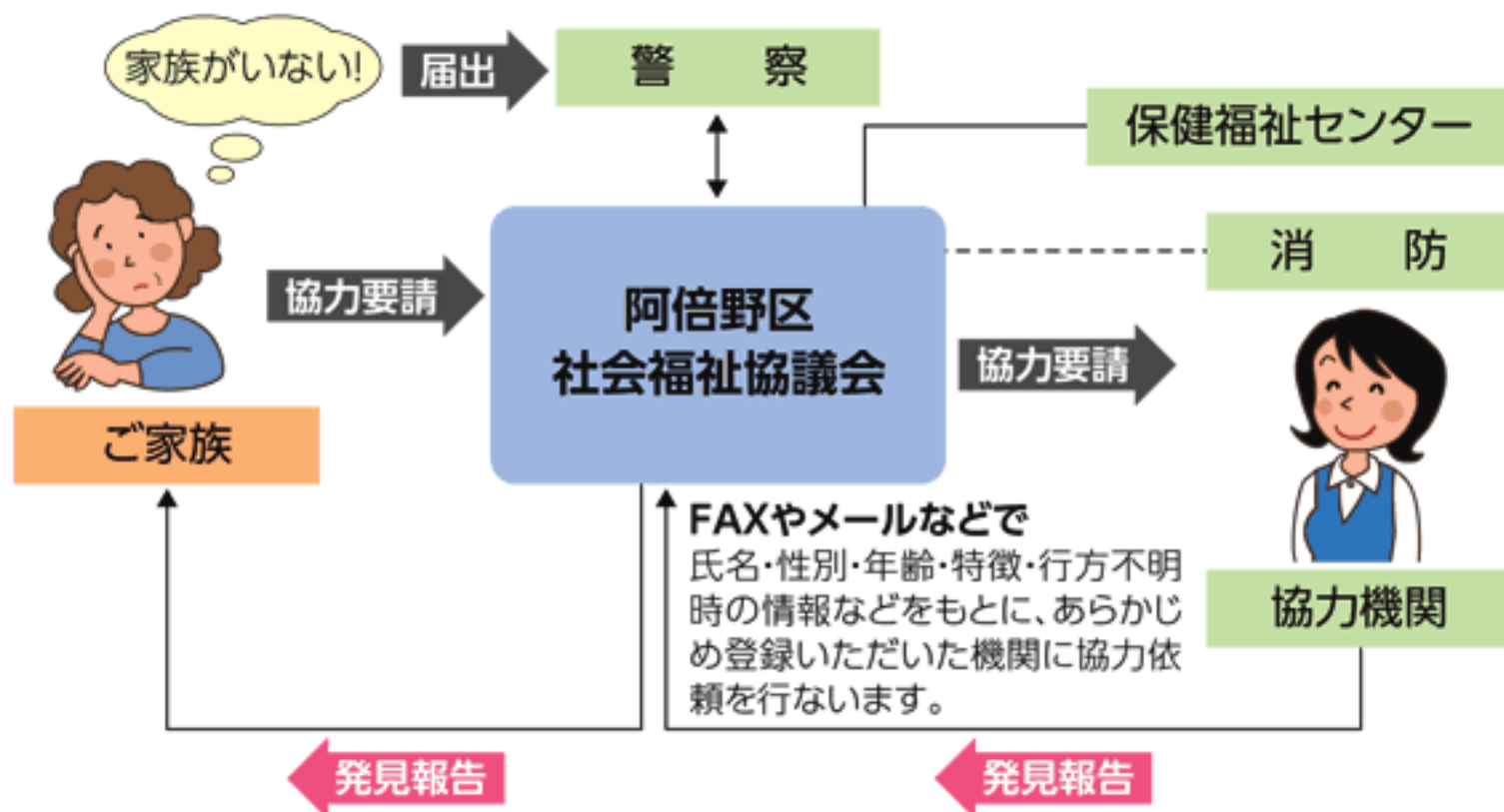
利用登録をすすめる際は、区社協の職員だけでなく、必ず同じ地域の民生委員やネットワーク委員と同伴で訪問しています。その成果もあってか、利用者は徐々に増え現在、24人が登録しています。

利用者、協力団体の両方と誓約書を交わせば安心

「あべのあんしん見つけ隊」では、利用者、協力団体ともに、個人情報保護の内容を含む、誓約書を交わします。また、誓約書の書式等は弁護士に確認しました。

「最初は、同意書の中にご本人がサインする欄は用意していませんでした。しかし、弁護士の先生から『契約は本人の同意が基本、本人の署名欄とご家族の

●図1 「あべのあんしん見つけ隊」事業概要



出典:「あなたのまちの あべのあんしんシリーズ」パンフレット

署名欄を設け本人の同意をとるように』というアドバイスを受けました。本人が高齢の場合、ご家族の前で『高齢の方をみんなで見守るしくみが阿倍野区にできました。登録されませんか?』といえば、大抵はご本人もサインをなさいます」

一方、現在の協力団体は、みんな実務者会議のメンバー関係団体であり、個人情報保護についての学習や取り組みを検討をしてきたため、十分な理解が進んでいます。今後の課題としては、協力団体を増やしながらか見守り支援を拡大していくにあたり、新たな協力団体等に個人情報保護についての、情報の共有と理解を進めていくことが必要であると考えています。

日頃の見守り、サービスへのつなぎ地盤固めに2年。収穫は大。

このネットワーク事業も最初は個人情報保護が壁でした。地盤固めに2年かかりましたが、動き出してみると、案外スムーズです。これまでは、検索依頼の情報を得たら、どれくらいの範囲に知らせていいのかわからなかった。その都度検討しなければなりませんでした。このしくみでは、事前登録制ですので、安心かつ迅速に動けます。

登録は1年ごとの更新で、このネットワークシステムの意義を再確認すること

にもなり、協力団体にとっても、高い意識の維持と高揚につながっています。

「この事業は、行方不明の人を探すシステムではありませんが、事務局を担う社会福祉協議会としては、利用登録の訪問をきっかけに顔見知りの関係が生まれ、日常的な見守り活動などの地域福祉の推進につなげたいと考えています」と山口さんは話してくれました。

■弁護士からのアドバイス

きづがわ共同法律事務所
弁護士 青木 佳史さん

福祉の現場では、個人情報保護法の壁にぶつかることが少なくありません。こうした状況を打破するために、弁護士の青木佳史さんから、法律のとらえかたや個人情報の収集・管理・共有の面で特に判断しにくい場面でのアドバイスをいただきました。

個人情報役立つのなら、共有すべき

個人情報保護法は、そもそもどのような法律なのでしょうか。

「個人情報保護法が目指すのは、自分の個人情報を自分でコントロールできるようにすることで『情報コントロール権』とも呼ばれています。情報の流失を

防ぎ、個人の生活や権利のため必要な範囲に抑えるのが法律の趣旨です。決して『情報を誰にも教えない』ようにするのが目的ではありません。生命や身体、財産などを守るために、個人情報が発立つのなら、当然共有されなければならないでしょう」

「例えば、認知症のある人を地域で見守る仕組みを作るのは行政の責務事業の一環です。見守り体制に住民の力を借りるなら、見守りの協力を要請した住民に対し、認知症の人がどこに存在しているか情報を提供しなければなりません。なぜなら、認知症の人が自分の情報を出していいかどうか判断できないからです。このようにご本人の同意が得られない場合で、なおかつ個人情報を提供しないとご本人の身の安全が保てない場合は、行政は協力者に対し、個人情報を伝える必要があります」

本人の『生命、身体、または財産の保護に必要な場合』とは

個人情報の収集については、収集する目的を明らかにして、本人に直接了解を得るのが最もいい方法です。よく問題になるのは、認知症や精神障がいなどがあり、客観的には支援が必要な状態であるのに「自分は大丈夫」と本人が了解しない場合です。このような場合はどうすればいいのでしょうか。

『最近家から出てこない』『本人の安否が確認できない』など異変があり、このままだとご本人の生命が危ないと思われるときは『人の生命、身体または財産

の保護に必要な場合(法23条第1項第2号)』という個人情報の第三者提供の例外に該当します。したがって、支援に必要な範囲で、本人の同意を得ることはむずかしくても行政や福祉専門職、地域住民が情報を共有し、連携していくことが可能になります。しかし、何らそのような兆候もないのに、単に高齢や障がいのある独り暮らしの方というだけで、同意なく共有することはできませんから、常日頃から、その人を気にかけて、何らかの異変があった場合にすぐキャッチできるようにすることが前提として大切です。

ボランティアには誓約書で対処 地域関係者が協定を結べば安心

支援者間における、情報の共有について対応に戸惑う地域も少なくありません。この問題を解決するためには、関係者が共有するルールを検討します。

まず、個人情報の使用目的や情報を共有するメンバーを特定します。その中で、その目的とメンバーの役割によって、共有範囲を広げたり縮めたりしながら調整し、最適な共有の仕組みを確立します。また、情報の管理の判断に対する責任の所在を明確にします。

このとき留意したいのは、メンバーの立場により、個人情報の取扱いのレベルが異なることです。行政機関の職員、地域包括支援センター、社会福祉協議会など多くの個人情報を取り扱う事業者は「個人情報保護法」の対象です。民生委員・児童委員は同法の対象ではないものの、民生委員の法律で「守秘義務」

が定められています。しかし、地域レベルの社会福祉協議会、ネットワーク委員会などの組織やボランティアはこうした規制がありません。

「法律の対象外で、守秘義務もない活動者と個人情報の共有を行う場合は、『目的外には使わず、他人に漏らさない』という内容を含めた誓約書をつくり、代表者にサインをもらっておきます。このような方法で行政、民生委員協議会、ネットワーク委員会など各団体の代表者と協定を結び、お互いが書類を保管しておくことで安心です」と青木さん。

地域活動者の中には、住民を支えたい、より良い地域にしたいという強い思いから、いろんな情報を知りたい、教えてほしいと、行政職員や専門職に迫る人もいます。その思いを受け止めつつ、専門職は利用者(要援護者)の立場にたって、支援に必要な情報を伝える冷静な判断力が求められます。

最後に

青木さんから地域活動者へメッセージをいただきました。

「個人情報保護法が施行されてから、個人情報の保護に気を遣い過ぎていませんか。つながりも絆も、お互いのことを知ることから始まります。信頼関係をつくり情報を共有していくのが福祉活動の出発点です。地域活動に従事する方々が、地域福祉活動の原点に返って、住民の生活や生命を守るために必要な個人情報を適切に取扱い、安心して暮らせるまちづくりに活かされることを期待しています」

参考文献:地域福祉活動関係者の個人情報共有化に関する取扱いの指針(発行:山口県社会福祉協議会)、個人情報取扱いハンドブック(発行:京都市社会福祉協議会)

図書・資料閲覧室より ●今月号の特集について、もっと詳しく知りたい方は…

『個人情報保護法の解説』

中島 成 著 ネットスクール 2011年
個人情報保護に関する法律を条文に沿って解説するとともに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を紹介。



『地域福祉活動関係者の個人情報共有化に関する取扱指針』

山口県社会福祉協議会 2011年
「地域福祉活動における個人情報の取扱いに関する実態調査」を実施し、山口県内の状況を確認。お互いの顔が見える関係のなかで、地域福祉活動を進めるための情報共有のポイントを紹介。



講座案内

1

国際セミナー 「現代の貧困と社会的企業の役割」 ～貧困問題を捉えなおす～

社会的企業とは、貧困や地球環境問題などの解決を目指す事業を指し、“ソーシャルビジネス”ともいいます。世界の貧困や地球温暖化などの社会問題を、自ら収益を上げることで活動の自律性を高め、従来の福祉制度や、営利企業のサービス対象からこぼれ落ちた分野に特化した事業展開を行い、ソーシャルインパクト(社会的影響)の拡大を目指した活動があります。本講演会では、イギリスの社会的企業の事例の紹介や、いま注目されている日本の貧困層の拡大や生活保護受給のあり方などをテーマに開催します。

- 対象者 大阪市内の社会福祉関係事業所に勤務する人や大阪市内在住・在勤者
- 日時 11月26日(月)午後2時～4時
- 講師 山本隆(関西学院大学教授)
- 会場 大阪市社会福祉研修・情報センター大会議室
- 定員 100人(先着順)
- 参加費 無料
- 締切日 11月21日(水)
- 申込方法 下記の「申込記載事項」を記入のうえ、ファックス、ホームページからお申し込みください
- その他 申し込まれた方は、当日開始時間の5分前までに、直接、会場にお越しください。(定員を超過し、参加できない場合のみご連絡します)

2

社会福祉基礎講座 (第3・4クール)

本講座は「社会福祉主事資格認定講習」の一部科目を公開し、社会福祉について基礎から学べる「社会福祉基礎講座」として、受講者を募集します。社会福祉について学習し直したい方、地域活動やボランティア活動にたずさわっている方などを対象としています(なお、本講座は、社会福祉主事任用資格の認定には結びつきませんのでご了承ください)

- 対象者 大阪市内の社会福祉関係機関・事業所等に勤務する方や大阪市内在住・在勤者
- 日時 ①12月3日(月)
②2013年1月7日(月)
③1月11日(金)
④1月21日(月)
⑤1月21日(月)
⑥1月23日(水)
⑦1月28日(月)
⑧1月28日(月)
⑨1月31日(木)
⑩2月19日(火)
※①②は午前9時30分～午後4時30分、④⑥⑦⑨は午前9時

- 内容 30分～12時30分、③⑤⑧⑩は午後1時30分～4時30分
①心理学(1) ②心理学(2)
③医学一般Ⅱ(1)
④児童・家庭福祉論Ⅱ(1)
⑤医学一般Ⅱ(2)
⑥福祉事務所運営論Ⅲ(1)
⑦児童・家庭福祉論Ⅱ(2)
⑧医学一般Ⅱ(3)
⑨福祉事務所運営論Ⅲ(2)
⑩児童・家庭福祉論Ⅲ
- 講師 ①②藤田綾子(大阪大学名誉教授)
③⑤⑧山本秀樹(本町診療所長)
④⑦村江昇(福祉型障害児入所施設平和寮施設長)
⑥⑨奥村健(自立支援センターおおよど施設長)
⑩岩崎美枝子(家庭養護促進協会理事)
- 定員 15人(先着順)
- 会場 大阪市社会福祉研修・情報センター
- 参加費 無料
- 締切日 11月14日(水)
- その他 全ての講座にお申し込みいただく必要はありません。希望する科目の番号を申込時に記入ください。受講決定者には、11月下旬頃に受講証をお送りします。
- 申込方法 下記の「申込記載事項」と受講希望する講座番号を記入のうえ、ファックス・ホームページからお申し込みください

3

介護実習講座 講演会「認知症の治療とケア」

本講演会は認知症の症状やその原因について理解を深めるとともに、基本的な治療方法、症状への対応方法について学びます。

- 対象者 大阪市内在住・在勤・在学者
- 日時 12月1日(土)
午前10時30分～12時30分
- 講師 金本元勝(大阪市立弘済院附属病院 医師)
- 定員 100人(先着順)
- 会場 大阪市社会福祉研修・情報センター
- 参加費 無料
- 締切日 11月14日(水)
- 受講決定 11月下旬頃に受講証を送付します
- 申込方法 下記の「申込記載事項」と介護経験の有無を記入のうえ、ファックス・ハガキでお申し込みください(電話やホームページからも申し込みめます)

①②③の申込・問合せ先

大阪市社会福祉研修・情報センター
〒557-0024 西成区出城2-5-20
☎06-4392-8201 FAX06-4392-8272
URL <http://www.wel-osaka.jp>

4

市民後見人・成年後見制度 啓発シンポジウム 「地域における市民後見人の役割と期待」

市民後見人は、報酬を前提としないボランティア・市民活動として家庭裁判所から選任を受ける第三者後見人で、判断能力が不十分な高齢者・障がい者の支援、権利擁護を目的に地域福祉の担い手として活動しています。成年後見制度や市民後見人の活動の理解を通じて、地域における権利擁護をすすめていくことを目的にシンポジウムを開催します。

- 対象者 どなたでも
- 日時 10月27日(土)
午後2時～4時30分
- 内容
〈第一部/講演とトークセッション〉
テーマ：市民後見推進事業をめぐる全国の動向と大阪市市民後見人への期待
講演：中井和博(厚生労働省高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室課長補佐)
聞き手：岩間伸之(大阪市立大学大学院生活科学研究科教授)
田村満子(日本社会福祉士会副会長)
〈第二部/パネルディスカッション〉
テーマ：市民後見人による後見活動の意義と実際
コーディネーター：田村満子(大阪市成年後見支援センター専門相談員/社会福祉士)
コメンテーター：井上雅人(大阪市成年後見支援センター専門相談員/弁護士)
姜 信潤(大阪市成年後見支援センター専門相談員/司法書士)
パネリスト：市民後見人 2名
殿井祐一(大阪市東成区社会福祉協議会 地域包括支援センターチーフ)
- 定員 400人(先着順)
- 会場 東成区民センター(東成区大今里西3-2-17)
- 参加費 無料
- 締切日 10月24日(水)
- 受講決定 申し込まれた方は、直接、会場にお越しください。(定員を超過し、参加できない場合のみご連絡いたします)
- 申込方法 「シンポジウム参加希望」と名前、所属・団体名、電話番号を記載のうえ FAX・ハガキ・Eメールで申し込みください

④の申込・問合せ先

大阪市成年後見支援センター
〒557-0024 西成区出城2-5-20
大阪市社会福祉研修・情報センター 3階
☎06-4392-8282 FAX06-4392-8900
Email yousei@shakyo-osaka.jp



申込記載事項

【必須項目】①研修(講演会)名、②名前(ふりがな)、③年齢、④連絡先住所(〒)、⑤電話、ファックス番号、⑥勤務先(所属)
※必須項目以外にも、必要な項目がある場合がありますので、忘れず記載ください

あなたの“学びたい”“知りたい”を 「ウエルふるネット」が応援!

大阪市福祉人材養成連絡協議会のホームページ

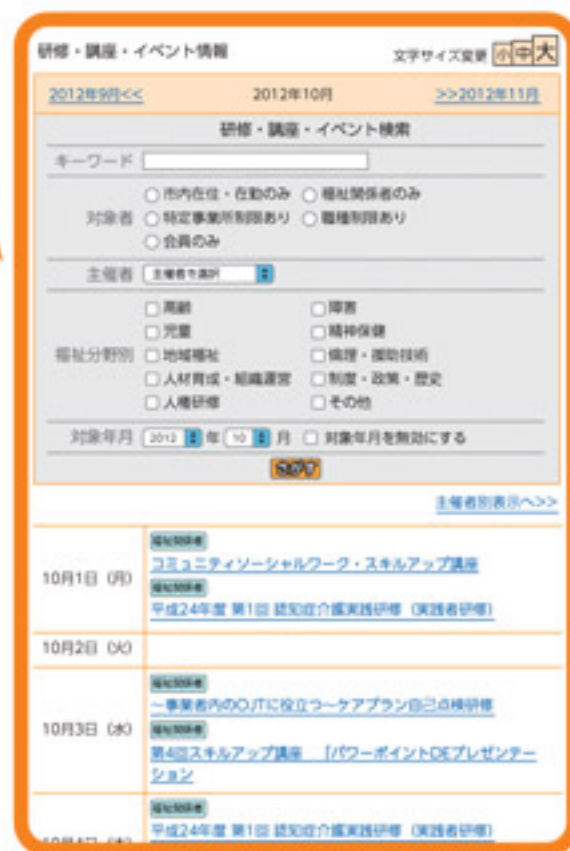
<http://www.welful.net/>



社会福祉に関する研修・イベント・報告書などの情報満載! ウェルふるネット 検索

新しい情報が更新されれば
“新着情報”で随時お知らせ

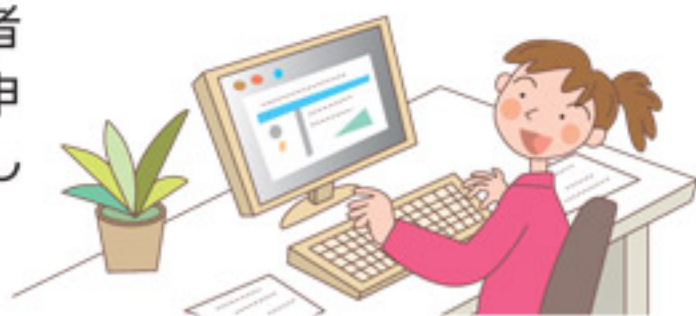
“研修・講座・イベント情報”では
目的にあった情報を検索することが可能



毎月1回メールマガジンを配信。
最新の情報があなたの元に届きます

メールマガジンの登録はこちらから

パソコンへの配信希望者は、ホームページ上の申し込みフォームから申し込んでください。



メールマガジンのご紹介

ウエルふるネットメールマガジン「Informationマーケット」

福祉に関する研修の情報を月1回お届けします。ご購入は登録フォームからメールアドレスをご登録ください。購読料は無料です。通信費は各自のご負担となります。

バックナンバーは[こちら](#)からご覧いただけます。
※平成22年12月までのバックナンバーは[こちら](#)から

発行間隔

月1回

メールマガジンの登録

パソコンへのメールマガジン配信はこちら

メールアドレスを入力してください

●携帯電話への配信も可能ですので
次の手順でお申し込みください。

- ①携帯電話の受信制限をかけている方は、メールマガジンの配信元メールアドレス「jinzai@shakyo-osaka.jp」を受信できるように設定操作してください。
- ②右のQRコードを読み取り、空メールを送信してください。
- ③登録完了メールが届きます。

※購読料は無料です。
通信費は各自の負担となります。





大阪の福祉の源流をたどる 福祉の歴史散歩



老人福祉法の制定と高齢者福祉の発展③

本稿は三話完結の第三話です。

2000(平成12)年に、「介護保険法」が制定され、社会福祉基礎構造改革が行われました。家族介護から社会介護への転換、高齢者の自立支援、措置制度から社会保険方式への移行、介護サービスを選択・契約による利用、サービス事業者による競争の原理・市場原理の導入、医療・保健・福祉の介護サービスの一元化、そしてケアマネジメントが制度化されました。2000(平成12)年は、日本の老人福祉を前へ前へと押し出した画期的な年だといえます。

これからの時代について考えていることをお話します。介護が有資格化され、養成学校は一時的に増えましたが、最近では減ってきているようですが、介護に従事する人は、すべて介護福祉士の資格が必要となるでしょう。現在のホームヘルパーにも介護福祉士の資格が要求されていくでしょう。しかし、現状でも、介護福祉士の質は、十分に高いとはいえません。私の考えでは、知識はあっても、経験の中で新しいものを生み出し、いく能力が乏しい人が多いような気がします。優秀なロボット人間ではなく、考える力のある人が求められています。

具体的にいえば、介護職に就く人は「利用者は今、何を求めているのか。それに対して、私に何ができるのか」を考えなければなりません。素早く相手のニーズを感知する感受性が必要です。もう一つは、常に「どうしたら今よりもいいサービスを提供できるか」を考えることです。

私どもでは職員に「あなたがやっていることは、その人にとって何がプラスになったか」を考えてみるように言っています。どうも職員たちは「ケア」や「介護」を難しく考えているように思います。「共に生きていくために積極的にかかわりを持つこと」だと私は考えています。そのために、専門的な知識や技術、

知恵が要るのです。

最も重要なのは、利用者をひとりの人間として知ること。その人の生活の復権、人間性の回復、そうしたことこそが自立につながっていくのです。例えば、トイレ一つとってもそうでしょう。トイレへ行って、排泄して、後始末ができて、初めて「排泄の自立」だと言えます。排尿したくなったら介護士に教える。教えなかった場合には、職員が「そろそろじゃないか」と時間を見はからってトイレへ連れて行く。それを繰り返していると、習慣になり、大体その時間になれば排尿意識が生まれ、トイレへ行きたいという信号が出てきます。すると、利用者の顔は違ってきます。自分でやってみて、人間性を回復したのでしょう。しかし、紙おむつを使うならば、紙おむつは、吸収率がいいため、利用者自身もつけていて違和感がありません。職員も、手で触っても全然汚れていないため、定時に交換すればいいと思ってしまいます。いつまでたっても排尿意識を取り戻すことができません。いいケアとは、ご本人がおむつ外しをして、自分でトイレへ行って自分で後始末できるようなケアをすることだと思います。

これから、もう一つ問題なのは、団塊の世代が一斉に高齢者になることです。ちなみに大正生まれは「古い高齢者」、昭和1桁生まれ「新高齢者」、団塊の世代を含む2桁生まれは「新々高齢者」と言います。それぞれの層で育ってきた生活文化や価値観がみんな違います。

団塊の世代がどういう高齢者になるか、想像はつきませんが、私は、今の高齢者よりも、自己中心的な高齢者になるのではないかと考えています。学歴が高い、比較的、豊かな生活の経験があるという背景、高齢の身体と心、社会学からみた立場、この3つを知らないと高齢者というものは理解できないと思います。

同時に、施設の管理者が大変になると思います。現在でも、養老院の施設長をまかされた私の時のように、経験のない施設長は少なくありません。この人たちをどのように教育していくかということも、高齢者福祉を考える上で、非常に重要です。

老いて生きるとは、死に向かって確実に衰えていく過程にほかなりません。「どんな衰え方をするか」、衰えたとき、「どうサポートを受けるか」ということを、前もって計画しておかねばなりません。自分の動けなくなったときの居場所、あるいはサポートのあり方を早くから知っておくことが大事です。

例えば今、施設の居室を1ユニット10人以下のグループに分けてそれぞれを1つの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行う「ユニットケア」ができていますが、評判があまりよくありません。これは、職員不足もありますが、「古い高齢者」であるために団体生活になじめないのかもしれない。そういう意味で、老人ホームも、これから高齢者となる人たちや社会の要請に応じて、いろんな点で変わっていくでしょうし、変えていかなければならないと思います。



※この稿は大阪市社会福祉研修・情報センターで開催された「社会福祉史の市民講座」の講演〔講師：岩田克夫 社会福祉法人聖徳会 会長〕の聴き取りから抜粋したものです。



図書紹介

「みつけた!夢ある老人ホーム」

グループわいふ、和田 好子 著
ミネルヴァ書房 2012年

自分の生活リズムや予算に合わせたホーム住まいを探すためのガイドブック。介護充実タイプから分譲マンション、そして温泉地のホテルまで、15件の老人ホームを紹介し、ホーム選びのポイントを伝授している。



「十八歳からの十年介護」

町 亞聖 著
武田ランダムハウスジャパン 2011年

女子アナウンサーという、一見華やかな表舞台の裏には、一家を支えながらの10年にも及ぶ母の介護生活があった。ばらばらだった家族が、母の介護をきっかけに再生していく。



「「老い」を生きるということ」

竹中 星郎 著
中央法規出版 2012年

盗られ妄想、夕方症状群、引きこもり、うつ、徘徊。高齢者の精神症状や問題行動はどんな形で現れるのか。一人ひとりありのままに見つめ、老いをさまざまな角度から理解していく。



DVD紹介

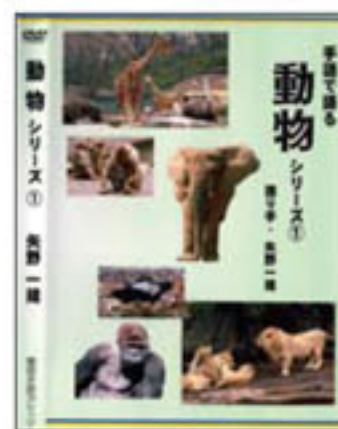
「認知症ケア 第1巻 手探りで切り開いた 認知症ケア」

NHK厚生文化事業団 74分 2011年
1984年につくられた日本で初めての認知症専門病院、きのこエスパワー病院。その開院直後から30年間の稀有な映像記録によって明かされる「認知症ケア誕生」の物語。



「手話で語る 動物シリーズ1」

関西手話カレッジ 26分 2008年
「手話が解らない」と言われる方にも字幕がついているのでわかりやすい。また手話をどのように字幕用の日本語に翻訳しているのかも併せて学ぶことができる。(字幕あり/音声なし)



「高齢者のレクリエーション」

三輪書店 41分 2009年
レクリエーションの指導者が知っておきたいさまざまな目的に沿ったゲーム・プログラムを紹介している。●いす体操 ●ゆび体操 ●ボールまわし ●うちわサッカー



図書・人気ランキング 2011年1月~12月の1年間でよく貸出された図書をあげてみました。



タイトル	発行所	発行年
心が笑顔になる実践型「接遇」	日総研出版	2010
スタッフ早期戦力化介護手順チェックリスト	日総研出版	2007
新入介護職員早期戦力化マニュアル	日本医療企画	2010
もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの「マネジメント」を読んだら	ダイヤモンド社	2009
ホームヘルパーひやりはっと事例集	ミネルヴァ書房	2005

大阪市社会福祉研修・情報センター2階の図書・資料閲覧室では、福祉に関する図書・DVD・ビデオなどを、無料で貸出しております。(認知症、介護技術、手話のDVDや、福祉の関心の雑誌などが充実しています。)

開室時間：月曜日～土曜日 午前9時30分～午後5時

休室日：日曜日・祝日(土曜日は除く)・年末年始

☎06-4392-8233



生活習慣病予防のために 特定健診を受けましょう!

大阪市国民健康保険では高血圧症や糖尿病などの生活習慣病の予防や早期発見のため、特定健診を実施しています。

私たちの健康をおびやかす、心臓病、脳卒中、糖尿病…。これらの生活習慣病は、ほとんど気がつかないうちに進行するので、身体の状態を確認するためには毎年の健診が欠かせません。毎年健診を受け検査値を見ていくことで、結果が正常の範囲内でもどの項目が変化しているのか、気づくことができるのです。

対象となる方には「受診券」をお送りしていますので、ぜひ特定健診を受けましょう!

対象者	4月1日現在大阪市国民健康保険に加入されている方のうち、40歳以上の方(来年の3月31日までに40歳になる方を含む)
受診場所	①各区保健福祉センターや地域の小学校等の集団健診会場 ②府内取扱医療機関
検査内容 (基本的な項目)	●身長・体重・腹囲・診察・血圧測定・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査
費用	無料(基本的な項目)
必要な物	「受診券」、「国民健康保険被保険者証(保険証)」

*受診券がお手元に届いていない場合や紛失された場合は、お住まいの区の窓口サービス課(保険年金:保険)にお問い合わせください。

*75歳以上の方は、後期高齢者医療健康診査を受けましょう。

お問い合わせ / 大阪市福祉局保険年金課(保健事業グループ)
☎06-6208-9876 FAX06-6202-4156

今月の自助具

資料提供
HUMAN universal design office 岡田英志さん

布団昇降機



主な適応疾患・対象者

- 就寝中に自分の手で布団を動かさない方。

機能・特徴

- 就寝中、暑くなって来た時に、布団をつり上げて隙間を作ることができる。

使い方

- ベッドサイドの欄に昇降機のボックスを取り付け、昇降機アームから伸びた紐の先のクリップで布団を挟み、手元スイッチで上げ下げできる。

問合せ 大肢協ボランティアグループ・自助具の部屋 ☎06-6940-4189(月・水・金 10:00~15:00)

健康生活 応援グッズ

安心、安全、清潔な排泄環境づくり

左右別々に
高さ調節ができる



◎トイレ用手すり(段違い式)

便座に座った時の姿勢維持や便座からの立ち座りの補助にご使用いただけるトイレ用手すり。左右のアームレストを身体状況に応じて、左右それぞれ使いやすい高さに調節できます。

抗菌剤入りで長時間 交換ができなくても安心!



◎ニオワン

天然植物より抽出した消臭成分を使用したポータブルトイレ用消臭剤。1回に1袋をバケツの水に溶かすだけで、消臭効果は24時間持続。刺激臭などの臭いも無く、無色なので排泄物の確認もできます。

ポータブルトイレ・ ベットからの立ち上がり時に!



◎両面すべり止め付き消臭・防水マット

表面は吸水性に優れた消臭加工布を使用し、シリコンドットが足元のすべりを防ぎ、立ち座りや介護時にもしっかり身体を支えてくれます。裏面はすべり止め効果が高く、水を通さない素材で、繰り返し洗濯も可能。

問合せ

公益社団法人関西シルバーサービス協会 事務局
〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54
大阪社会福祉指導センター2階

☎06-6762-7895 FAX06-6762-7894
<http://kansil.jp>

♥福祉職員のメンタルヘルス相談♥

自分の心の声に正直に…

「しんどいな…」と思ったら、まずお電話を!

福祉の仕事に携わる職員の方々のストレスから生じる様々な問題の相談に応じています。

毎週土曜日(祝日の土曜も実施)、午前9時30分～午後4時、専用電話回線を開設し、臨床心理士による電話相談及び来所相談を行っています。

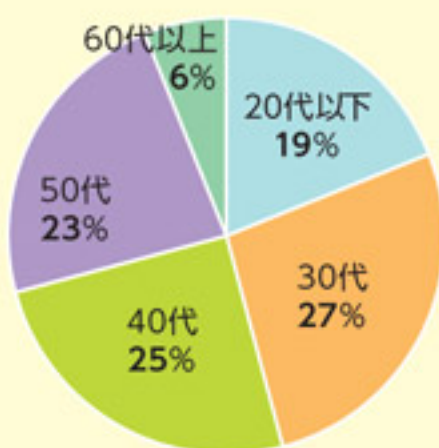
また、相談の予約については、平日(午前9時30分～午後4時30分)も受け付けています。



これまで(H20年11月～H23年12月)の相談内容から主訴分析したところ、自分自身についての相談では、一番多かったのが「身体・精神症状の訴え」で34件。内訳は、抑うつ状態、身体愁訴(頭痛、肩こり、腰痛、胃腸の不調、便秘、下痢等)、疲労感、不安感、焦燥感、不眠などに関する事。次に「パーソナルの問題」で29件。内訳は自我形成不全、過度の承認欲求、状況変化への対応の悪さ、対人関係における経験不足や未成熟などに関する事でした。この他にも、進退の問題(16件)、仕事の適性(12件)、スーパービジョン(12件)、職責に関する悩み(11件)、行動面の悩み(出勤拒否や困難、無断欠勤、アルコール依存、仕事上のミス増加など、10件)がありました。

出典:平成20年度～23年度福祉職員のためのメンタルヘルス相談事業報告書(発行:大阪市社会福祉協議会、大阪市社会福祉研修・情報センター)

相談者の年齢



電話または来所(まずはお電話ください)

☎06-4392-8639

大阪市社会福祉研修・情報センター

●住所:大阪市西成区出城2-5-20

●相談員:臨床心理士

●相談料:初期相談無料

※秘密厳守します



メンタルヘルス相談では、ご本人からだけではなく、周囲にいる同僚や上司の方からのご相談も受け付けています。

あなたのお好みに仕上げます。

パンフレットやカタログなど、

作りたいものがカタチにならず困っていませんか?

当社が企画から納品にいたるまで、各専門スタッフが、あなたのお好みに合わせて仕上げます。

デザイン、制作のことなら気軽にご連絡ください。

TOTAL CREATION
AD.EMON
株式会社 アド・エモン

〒530-0045 大阪市北区天神西町8-19 法研ビル5F

TEL:(06)6362-1511(代) FAX:(06)6362-1510 E-mail:info@ad-emon.com

<http://www.ad-emon.com>

[広告]

「大阪における社会福祉の歴史Ⅲ」ぜひご一読を

大阪社会福祉研究会と大阪市社会福祉研修・情報センターが共催した「社会福祉史の市民講座」の内容を冊子にまとめています。本誌では「警察畑から「福祉」の美田を拓く」(4編)、「大阪のセツルメント運動—開拓者の人となりと福祉思想—」(4編)を納めています。定価700円。お求め方法は、大阪市社会福祉研修・情報センターまで

大阪における
社会福祉の歴史Ⅲ

●購入方法

大阪市社会福祉研修・情報センター1階事務室で購入できます。また、申込書(ホームページ<http://www.wel-osaka.jp>からダウンロード可)のファックス送信(06-4392-8272)でも受付ます

開館日・時間、休館日

開館時間 / 午前9時から午後9時まで(土・日曜日は午前9時から午後5時まで)
 ただし、展示ギャラリー、図書・資料閲覧室は午後5時まで

休館日 / 国民の祝日(土・日曜日と重なる場合は除く)、年末年始(12月29日～翌1月3日)

●それぞれの開設日・時間

項目	直通電話番号	開設日(休館日を除く)	開設時間
会議室など利用の問い合わせ	06-4392-8200	毎日	午前9時～午後9時(土・日午後5時まで) (会議室の申込・お支払いは午前9時30分～午後5時)
研修関係の問い合わせ	06-4392-8201		午前9時～午後5時
図書・資料閲覧室	06-4392-8233	月～土曜日	午前9時30分～午後5時

貸室ご利用の皆様へ

大阪市社会福祉研修・情報センターでは、貸室ご利用の皆様により計画的に便利にご利用いただくため、空室状況を公開し、FAXによる申込みを受付けています。

① 空室状況をホームページに掲載しています。

空室状況は、ホームページの「センターご案内」→「貸室利用のご案内」→「空室一覧」に、PDFで4カ月分掲載。

URL / <http://www.wel-osaka.jp/>

② 利用申込みの受付は4カ月前からです。

利用日の4カ月前から、電話や直接窓口で予約いただいたうえ、所定の用紙で申し込みください。

受付時間は午前9時30分から午後5時まで

☎06-4392-8200

●FAXによる申し込み手続きの手順

FAXによる申込みは、ホームページの「センターご案内」→「貸室利用のご案内」→「FAXでのお申し込み」に、申込手順を掲載しています。

☎06-4392-8206

※ファックスでの申し込み可能な期間は、利用日の4カ月前の午前9時30分から利用日の3日前までです。



交通 / ご来所には【市バス】【地下鉄】【JR】をご利用ください

●市バス

「長橋二丁目」バス停すぐ

7系統(あべの橋～住吉川西)・
52系統(なんば～あべの橋)
赤バス(西成西ループ)

●市営地下鉄・四つ橋線

「花園町」駅(①・②出口)から徒歩約15分
「大国町」駅(⑤出口)から徒歩約15分

●JR大阪環状線・大和路線

「今宮」駅から徒歩約9分

「ウェルおおさか」の主な設置・配布場所

区在宅サービスセンター(区社協)、区老人福祉センター、区子ども・子育てプラザ、区役所、区民センター、大阪市内の図書館、大阪市サービスカウンターなど

所在地 / 〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号
 設置主体 / 大阪市
 運営主体 / 社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会
 (指定管理者)

電話 / ☎06-4392-8200 (代表)
 ファックス / ☎06-4392-8206
 URL / <http://www.wel-osaka.jp/>